

三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事 試行要領

1. 目的

本要領は、ICT建設機械等認定制度においてチルトローテータ機能を有するものとして認定された省人化建設機械（以下、「省人化建設機械（チルトローテータ）」という。）^(※)を用いた施工を実施する工事において、省人化建設機械（チルトローテータ）の活用による効果や課題を検証するために必要な事項を定めるものとする。

1-1 施工技術の具体的内容

「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械（チルトローテータ）を活用し「チルトローテータを用いた施工」を実施する。

※「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械のうち、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械については、国土交通省のHPに公開している「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表に掲載されている型式とする。

■「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表の掲載先（国土交通省HP）

<URL>

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

<掲載箇所>



認定表示の見本は[こちら](#)

画像データ：jpg、bmp

※認定表示は、認定事業者が認定された「ICT建設機械等」に付すことができます。
認定事業者以外の方が認定表示を付すことはできません。

ICT 建設機械等の認定状況について

認定されたICT建設機械等の一覧は下記の通り。（令和8年4月10日時点）

[ICT建設機械](#)

[ICT装置群](#)

[省人化建設機械 \(MG/MC\)](#)

[省人化建設機械 \(チルトローテータ\)](#)

2. 省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事の対象

省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事の対象工事は、以下の2-1又は2-2に該当する工事とする。

2-1 対象工種

省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事の対象工種は以下の<施工規模>に該当する工種とする。

<施工規模>

以下の<工種一覧表>に示す工種名称のうち、機械の代表機労材規格が「バックホウ（クローラ型）」又は「小型バックホウ（クローラ型）」において、

○バケット容量 0.50m³

○バケット容量 0.45m³

○バケット容量 0.28m³

○バケット容量 0.13m³

に設定されているものとする。

なお、床掘工に限り、バケット容量 0.80m³ に設定されているものを含む。

<工種一覧表>

編名称	章名称	項名称	番名称	工種名称
共通工	土工	土工	土工	掘削
				積込(ルーズ)
		作業土工	床掘工	床掘り
				舗装版破碎積込(小規模土工)
			埋戻工	埋戻し
河川	砂防工	土工	土工	掘削(砂防)
				積込(ルーズ)(砂防)

2-2 対象工種（ICT 活用工事における対象工種）

○ICT 活用工事（作業土工（床掘工））

3. 省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事の実施方法

3-1 発注方式

施工者希望型（発注者が選定した工事で、受注者の希望により活用が可能である工事）とし、当初発注において積算計上は行わないものとする。

3-2 発注における入札公告等

発注機関の長は、「2. 省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事の対象」に該当するものについて、施工場所、施工工程、施工性などを勘案のうえ対象工事を選定する。対象工事については入札公告および特記仕様書において省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事である旨を明示する。

3-3 実施協議

受注者は、対象工事のうち省人化建設機械（チルトローテータ）を活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ別紙「三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用計画書」により協議を行い、協議が整った場合に省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事として実施することができる。

4. 工事費の積算

契約後、別紙「三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用計画書」による協議が整い、省人化建設機械（チルトローテータ）による施工を実施する場合、設計変更の対象とし、以下の4-1又は4-2により必要な経費を計上する。

4-1. 「2-1 対象工種」にて施工する場合

省人化建設機械（チルトローテータ）の効果等の調査（国土交通省 HP）の「別紙2-1 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事（ICT活用工事対象工種以外）積算要領」に基づき積算する。なお、本要領（令和8年7月以降起案にかかるものから適用）を適用して発注した工事の積算については、国土交通省が定める令和8年4月1日以降適用の積算要領を適用するものとする。また、積算要領において以下のとおり読み替えるものとする。

（読み替え前）「土木工事標準積算基準書（もしくは施工パッケージ型積算基準）」

（読み替え後）「積算基準（三重県県土整備部）」

（読み替え前）「土木工事標準積算基準書（共通編）（もしくは施工パッケージ型積算基準）」

（読み替え後）「積算基準（共通編）（三重県県土整備部）」

4-2. 「2-2 対象工種（ICT活用工事における対象工種）」にて施工する場合

「三重県ICT活用工事（作業土工（床掘工））試行要領」および省人化建設機械（チルトローテータ）の効果等の調査（国土交通省 HP）の「別紙2-2 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事（ICT活用工事対象工種）積算要領」に基づき積算する。なお、本要領（令和8年7月以降起案にかかるものから適用）を適用して発注した工事の積算については、国土交通省が定める令和8年4月1日以降適用の積算要領を適用するものとする。また、積算要領において以下のとおり読み替えるものとする。

（読み替え前）「土木工事標準積算基準書（もしくは施工パッケージ型積算基準）」

（読み替え後）「積算基準（三重県県土整備部）」

（読み替え前）「土木工事標準積算基準書（共通編）（もしくは施工パッケージ型積算基準）」

（読み替え後）「積算基準（共通編）（三重県県土整備部）」

※「省人化建設機械（チルトローテータ）の効果等の調査（国土交通省 HP）」

<URL>https://www.mlit.go.jp/page/kanbo08_hy_000082.html

5. ICT活用工事で省人化建設機械（チルトローテータ）を使用する上での留意事項

「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械のうち、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械は、MC/MG機能も有するものとして認定を受けたものとMC/MG機能を有さずにチルトローテータ機能のみを有するものとして認定を受けたものの両方が存在する。

「MC/MG機能がないもの」を使用する場合であっても後付け装置等によりMC/MG機能を付与して「ICT建設機械による施工」を実施する場合は、「ICT建設機械による施工」を実施したものとし、省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事の対象とする。

6. その他

省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事の効果や課題を検証するにあたり必要に応じて受注者に対してアンケートを行うこととする。

また、この要領に定めない事項については、別途定めることができる。

附則 この要領は、令和 8年 7月 1日以降起案にかかるものから適用する。

別紙

三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用計画書

当該工事において、省人化建設機械（チルトローテータ）を活用する場合は、左端のチェック欄に「レ」と記入し、必要な事項を記載する。

<建設機械について>

<input type="checkbox"/> 国土交通省において「ICT 建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定されている 認 定 番 号： 認定事業者の氏名又は名称： ※上記事項について、国土交通省 HP にて公表されている「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表より抜粋すること。 https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html
--

<施工規模について>

活用工種	対象数量 (m3)
<input type="checkbox"/> 掘削	
<input type="checkbox"/> 積込（ルーズ）	
<input type="checkbox"/> 床掘り	
<input type="checkbox"/> 床掘り（ICT）	
<input type="checkbox"/> 舗装版破碎積込（小規模土工）	
<input type="checkbox"/> 埋戻し	
<input type="checkbox"/> 掘削（砂防）	
<input type="checkbox"/> 積込（ルーズ）（砂防）	

※対象数量が施工数量の一部となる場合は以下も記載。

<数量の算出・確認方法>

--

<対象数量が施工数量の一部となる理由>

--

注1) 詳細については、三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事特記仕様書および試行要領によるものとする。

記載例

別紙

三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用計画書

当該工事において、省人化建設機械（チルトローテータ）を活用する場合は、左端のチェック欄に「レ」と記入し、必要な事項を記載する。

<建設機械について>

<input checked="" type="checkbox"/> 国土交通省において「ICT 建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定されている 認定番号：○○○○ ○ ○ ○ ○ ○ 認定事業者の氏名又は名称：○○○○株式会社
※上記事項について、国土交通省 HP にて公表されている「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表より抜粋すること。 https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

<施工規模について>

活用工種	対象数量 (m3)
<input checked="" type="checkbox"/> 掘削	100
<input checked="" type="checkbox"/> 積込（ルーズ）	120
<input type="checkbox"/> 床掘り	
<input type="checkbox"/> 床掘り（ICT）	
<input type="checkbox"/> 舗装版破碎積込（小規模土工）	
<input type="checkbox"/> 埋戻し	
<input type="checkbox"/> 掘削（砂防）	
<input type="checkbox"/> 積込（ルーズ）（砂防）	

※対象数量が施工数量の一部となる場合は以下も記載。

<数量の算出・確認方法>

別紙の平面図の箇所を対象箇所として、平均断面法により算出した。 施工後、省人化建設機械（チルトローテータ）を活用し施工した箇所を示した図面、施工状況写真を提出する。

<対象数量が施工数量の一部となる理由>

通常建機との併用が効果的であるため。 (作業日数の削減、手元作業員の削減等)

注1) 詳細については、三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事特記仕様書および試行要領によるものとする。